

## 10. 都道府県の業務

### (3) 精神医療審査会の構成(平成24年度)

	合議体				
	合議体数	計	委員数		
			精神障害者の 医療に関し 学識経験を 有するもの	法律に関し 学識経験を 有するもの	その他の 学識経験を 有するもの
北海道	3	15	9	3	3
青森	3	15	9	3	3
岩手	3	16	9	4	3
宮城	3	16	9	4	3
秋田	4	20	12	4	4
山形	1	19	10	4	5
福島	4	20	12	4	4
茨城	2	15	7	5	3
栃木	5	15	9	3	3
群馬	4	26	17	4	5
埼玉	4	20	12	4	4
千葉	4	20	11	4	5
東京	6	32	19	7	6
神奈川	3	15	9	3	3
新潟	4	20	12	4	4
富山	2	15	8	5	2
石川	2	10	6	2	2
福井	3	15	9	3	3
山梨	3	15	9	3	3
長野	4	22	14	4	4
岐阜	3	16	10	3	3
静岡	3	21	9	6	6
愛知	4	20	12	4	4
三重	3	18	12	3	3
滋賀	4	24	14	5	5
京都	3	15	9	3	3
大阪	8	40	24	8	8
兵庫	4	20	12	4	4
奈良	4	20	12	4	4
和歌山	3	21	12	3	6
鳥取	2	13	6	3	4
島根	1	23	14	3	6
岡山	3	18	9	4	5
広島	4	20	12	4	4
山口	3	17	9	4	4
徳島	2	13	8	2	3
香川	3	20	9	5	6
愛媛	2	25	19	2	4
高知	2	24	12	5	7
福岡	4	20	12	4	4
佐賀	2	15	6	4	5
長崎	3	21	13	4	4
熊本	2	18	8	5	5
大分	3	16	9	4	3
宮崎	2	17	8	6	3
鹿児島	3	20	11	4	5
沖縄	2	14	6	4	4
札幌市	3	15	8	3	4
仙台市	4	20	12	4	4
さいたま市	2	12	7	3	2
千葉市	3	15	8	4	3
横浜市	3	16	9	4	3
川崎市	2	10	6	2	2
相模原市	2	10	6	2	2
新潟市	2	15	6	5	4
静岡市	3	18	9	5	4
浜松市	3	15	6	3	6
名古屋市	4	20	12	4	4
京都市	2	16	8	4	4
大阪市	2	10	6	2	2
堺市	2	10	5	2	3
神戸市	3	17	9	4	4
岡山市	3	18	9	4	5
広島市	4	20	12	4	4
北九州市	2	12	6	3	3
福岡市	3	18	8	5	5
熊本市	2	18	8	5	5
合計	203	1,195	669	259	267

(平成24年度)

10. 都道府県の業務

(4) 措置入院の状況、医療保護入院及び応急入院のための移送の状況(平成23年度)

	27条2項に基づく措置入院						行動制限								医療保護入院及び 応急入院のための 移送(第34条)		
	措置診察の実施		措置入院 のための 移送の 実施	措置診察の結果			23条	24条	25条	25条 の2	26条	26条 の2	26条 の3	27条 2項	事前 調査 件数	移送 の 実施	行動 制限
	1次診察 のみ実施	2次診察 まで実施		措置入院	措置以外 の入院	入院以外 の処遇											
北海道	1	25	0	24	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	
秋田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	1	
山形	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	0	0	5	5	1	
福島	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	16	15	6	
茨城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
栃木	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	0	0	0	0	0	0	
群馬	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	
埼玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉	0	4	2	4	0	0	0	29	1	0	1	0	0	0	0	0	
東京	0	13	8	13	0	0	0	1,150	2	0	9	0	0	8	2	1	
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟	0	0	0	0	0	0	0	14	1	0	0	0	0	0	0	0	
富山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長野	0	3	0	2	1	0	0	2	0	0	0	0	0	8	8	3	
岐阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡	0	1	0	1	0	0	1	42	9	0	0	0	1	0	0	0	
愛知	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
滋賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
京都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大阪	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	
兵庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
奈良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	21	0	
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
広島	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	
山口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
香川	0	3	2	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
長崎	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	2	2	1	
大分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	
宮崎	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	4	0	
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
沖縄	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
札幌市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙台市	1	23	21	22	0	2	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1	
さいたま市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
千葉市	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
横浜市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
川崎市	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
相模原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
新潟市	0	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
静岡市	0	4	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浜松市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
名古屋市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
京都市	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	13	13	0	
大阪市	0	0	0	0	0	0	0	105	24	0	1	0	0	1	1	1	
堺市	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	
神戸市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
岡山市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
広島市	0	3	1	3	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	
北九州市	2	7	1	7	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
福岡市	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	
熊本市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計	4	90	36	84	7	3	4	1,420	39	0	12	0	9	101	95	15	

※23条、24条、25条、25条の2、26条、26条の2、26条の3に基づく措置入院(行動制限の人数を除く)については、衛生行政報告例を参照のこと。

(平成23年度)

10. 都道府県の業務

(5)精神障害者保健福祉手帳所持者数、精神障害者社会適応訓練事業の状況

	精神障害者保健福祉手帳			精神障害者社会適応訓練事業														
	所持者数(平成24年3月末現在)			平成24年6月30日現在			利用修了者の状況(平成23年度)											
	1級	2級	3級	協力事業所数	利用のある協力事業所数	利用対象者数	新規利用者数(平成22年度)	利用修了者数(平成22年度)	常用雇用	臨時的雇用	自営業	授産施設等	精神科デイケア等通所	在宅	精神科入院	その他	死亡	不明
北海道	2,021	11,686	3,945	99	3	7	9	16	1	3	0	3	0	7	1	1	0	0
青森	3,663	4,367	797	171	12	13	7	12	1	1	0	0	1	1	1	5	0	2
岩手	2,542	2,914	885	160	14	23	16	16	2	5	0	3	0	4	1	0	0	1
宮城	1,010	2,651	1,156	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	842	2,065	460	48	9	10	7	9	1	0	0	2	0	4	0	2	0	0
山形	1,865	1,965	730	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福島	1,374	5,101	1,816	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1,957	6,334	3,009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木	1,339	4,681	1,773	0	0	0	7	22	0	1	0	7	5	9	0	0	0	0
群馬	3,299	2,883	795	0	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
埼玉	2,548	16,796	6,527	120	11	12	11	20	0	6	0	9	0	5	0	0	0	0
千葉	3,696	12,954	4,918	86	5	6	3	7	0	1	0	0	0	6	0	0	0	0
東京	5,857	37,508	23,701	154	39	61	45	46	1	13	0	3	7	8	1	13	0	0
神奈川	2,816	10,368	3,951	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟	1,156	6,877	790	159	11	13	8	10	0	4	0	6	0	0	0	0	0	0
富山	443	3,028	750	34	15	17	9	16	1	0	0	1	0	0	2	0	1	11
石川	687	3,973	572	40	12	23	10	15	2	1	0	4	1	1	0	6	0	0
福井	276	2,704	1,014	15	4	6	4	4	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0
山梨	1,076	3,788	513	150	17	26	9	8	2	1	0	0	0	2	1	2	0	0
長野	6,868	5,731	1,060	0	0	0	17	35	0	9	0	9	4	5	0	0	1	7
岐阜	2,855	6,251	1,242	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡	697	4,270	2,050	82	14	21	11	8	3	0	0	1	0	3	0	1	0	0
愛知	2,315	16,498	6,698	296	8	12	5	9	0	2	0	0	0	0	0	3	0	4
三重	1,060	5,753	1,799	67	25	44	14	7	2	0	0	4	0	1	0	0	0	0
滋賀	493	4,022	1,508	85	10	17	12	13	1	1	0	2	1	3	1	4	0	0
京都	557	2,277	1,795	85	19	24	24	25	1	2	0	9	4	6	1	2	0	0
大阪	4,906	19,489	5,071	69	15	25	29	34	0	12	0	14	1	2	0	5	0	0
兵庫	3,346	12,213	3,330	219	23	25	16	37	5	5	0	13	2	1	3	8	0	0
奈良	804	3,624	746	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	613	2,809	1,628	28	5	6	10	14	0	2	0	11	0	1	0	0	0	0
鳥取	813	3,853	368	76	4	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	843	2,544	841	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡山	826	3,508	555	49	4	6	6	18	1	2	0	7	1	3	0	1	1	2
広島	1,279	8,688	2,226	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
山口	2,850	4,567	1,518	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳島	949	1,879	719	109	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	368	2,553	822	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	944	4,652	603	58	2	2	1	7	0	4	0	1	0	2	0	0	0	0
高知	264	2,695	653	92	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
福岡	1,369	8,387	3,085	151	26	34	28	17	2	4	0	5	2	4	0	0	0	0
佐賀	345	2,495	780	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎	1,017	5,127	1,578	237	6	7	12	17	4	1	0	4	1	4	0	2	1	0
熊本	3,788	8,153	888	251	8	9	1	24	1	1	0	1	0	3	2	16	0	0
大分	399	3,808	1,483	144	7	9	1	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0
宮崎	486	3,201	1,478	78	5	8	4	5	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0
鹿児島	653	9,393	2,625	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖縄	2,215	5,854	1,237	322	20	27	17	28	1	4	0	10	4	6	1	2	0	0
札幌市	1,149	10,130	6,569	44	2	2	1	3	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0
仙台市	1,486	3,664	1,457	58	5	9	5	12	0	0	0	8	0	4	0	0	0	0
さいたま市	639	4,026	1,643	10	3	4	9	7	1	1	0	2	1	1	0	1	0	0
千葉市	1,032	2,450	855	18	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
横浜市	2,669	12,387	7,729	0	0	0	0	33	0	6	0	1	0	2	1	0	0	23
川崎市	865	4,273	2,431	17	7	20	6	19	2	3	0	9	1	1	2	1	0	0
相模原市	687	2,737	1,337	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟市	701	3,007	275	10	4	5	2	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
静岡市	267	1,872	1,303	9	1	2	1	3	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
浜松市	426	2,614	965	29	2	2	1	9	5	0	0	0	0	4	0	0	0	0
名古屋市	1,530	10,546	3,546	12	6	9	8	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
京都市	1,519	6,400	3,630	59	14	17	14	18	2	4	0	3	0	5	0	4	0	0
大阪市	2,668	13,354	5,337	0	0	0	27	22	0	8	0	7	0	4	0	3	0	0
堺市	1,133	3,825	744	43	3	3	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0
神戸市	931	7,208	2,492	49	10	8	4	7	3	0	0	0	0	0	0	4	0	0
岡山市	434	2,552	392	16	1	1	2	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0
広島市	1,423	7,318	1,467	52	5	5	2	3	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0
北九州市	409	3,224	1,353	1	1	1	1	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
福岡市	617	5,136	2,797	15	1	1	4	7	0	2	0	0	0	0	2	2	0	1
熊本市	1,115	4,174	446	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	103,721	415,281	152,434	4,176	423	590	453	663	50	117	0	163	39	116	20	93	5	60

10. 都道府県の業務

(6) 平成24年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(年齢階級×性)

	年齢階級別交付者数											年金 証書分
	総数	20歳未満		20歳以上 40歳未満		40歳以上 65歳未満		65歳以上 75歳未満		75歳以上		
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	902	4	0	115	120	274	270	39	55	10	15	332
青森	61	1	0	6	3	13	13	9	9	2	5	143
岩手	177	11	4	24	18	60	30	11	12	4	3	162
宮城	77	3	0	12	13	20	16	4	6	2	1	145
秋田	87	0	0	8	11	27	24	9	2	2	4	74
山形	78	2	2	12	7	27	11	10	1	1	5	119
福島	240	14	1	44	37	60	50	17	11	4	2	186
茨城	459	10	2	87	65	150	100	14	18	9	4	52
栃木	270	4	1	43	44	71	60	19	19	3	6	160
群馬	171	1	3	30	30	43	41	9	10	1	3	161
埼玉	974	23	11	164	180	214	180	57	68	28	49	540
千葉	984	6	16	161	175	263	242	34	55	6	26	530
東京	3,320	69	29	500	588	905	819	144	151	36	79	0
神奈川	425	3	8	67	57	93	107	25	30	6	29	0
新潟	136	8	1	20	7	39	32	15	11	1	2	0
富山	117	2	1	16	15	36	24	12	7	1	3	112
石川	100	3	0	13	12	26	27	6	9	2	2	119
福井	124	6	1	14	15	33	27	6	12	4	6	60
山梨	91	3	1	12	11	27	19	3	3	3	9	65
長野	171	1	2	35	27	40	37	13	11	4	1	82
岐阜	269	2	1	32	35	66	57	24	27	8	17	251
静岡	194	2	1	29	33	54	52	8	10	2	3	124
愛知	927	39	15	137	134	225	222	62	78	7	8	543
三重	308	11	3	34	47	81	76	17	21	6	12	131
滋賀	191	4	4	44	21	41	39	18	12	1	7	213
京都	141	4	1	21	21	29	39	5	11	5	5	129
大阪	955	42	14	120	140	226	222	56	69	35	31	498
兵庫	757	3	6	95	130	194	182	48	57	13	29	330
奈良	159	1	3	30	30	39	36	6	9	2	3	96
和歌山	143	5	4	18	23	35	38	9	8	1	2	100
鳥取	116	2	1	15	15	27	19	11	11	4	11	81
島根	80	1	1	10	15	22	14	8	1	6	2	83
岡山	212	5	4	29	26	62	51	14	11	5	5	112
広島	624	17	9	76	86	189	147	32	46	4	18	0
山口	249	11	3	27	27	63	47	16	22	15	18	292
徳島	126	4	1	18	17	33	36	7	8	0	2	74
香川	115	1	2	15	17	38	28	7	5	0	2	51
愛媛	159	3	2	20	28	54	28	7	10	4	3	114
高知	119	3	1	17	19	34	28	5	10	2	0	101
福岡	316	15	5	41	47	71	80	19	23	7	8	327
佐賀	69	2	1	8	7	27	11	4	5	3	1	84
長崎	190	2	1	23	23	55	45	16	17	1	7	220
熊本	158	9	1	20	15	37	30	13	8	8	17	316
大分	136	3	3	19	18	43	36	5	9	0	0	51
宮崎	174	2	1	22	26	44	28	14	24	4	9	199
鹿児島	276	3	4	32	25	91	72	19	17	5	8	187
沖縄	416	4	2	50	50	137	112	18	18	9	16	129
札幌市	90	0	0	15	24	22	20	2	4	1	2	305
仙台市	182	3	2	25	31	44	42	9	14	3	9	121
さいたま市	242	4	2	28	33	58	58	13	25	7	14	84
千葉市	107	0	1	17	12	37	24	7	6	2	1	56
横浜市	791	23	12	115	101	233	176	48	59	12	12	380
川崎市	250	4	2	33	52	74	58	9	9	2	7	131
相模原市	118	1	0	15	18	26	33	4	6	4	11	110
新潟市	79	1	2	13	12	19	15	4	8	2	3	101
静岡市	100	0	1	12	17	27	28	7	7	0	1	32
浜松市	27	0	1	5	3	8	7	2	1	0	0	13
名古屋市	557	10	5	67	85	169	127	29	35	9	21	239
京都市	313	9	5	34	38	81	94	21	18	2	11	161
大阪市	1,003	35	8	111	147	288	280	43	52	11	28	361
堺市	203	6	7	27	26	51	39	15	21	7	4	78
神戸市	339	4	0	33	54	83	89	25	30	10	11	146
岡山市	116	0	1	14	25	29	25	3	10	5	4	28
広島市	450	18	10	68	68	117	103	21	22	9	14	0
北九州市	102	2	0	16	13	31	24	4	7	1	4	87
福岡市	351	10	2	49	44	105	87	18	23	4	9	150
熊本市	165	0	1	19	17	51	43	9	13	8	4	183
合計	22,128	504	239	3,101	3,330	5,991	5,276	1,217	1,417	385	668	10,644

(平成24年6月1ヶ月間)

10. 都道府県の業務

(7)平成24年6月精神障害者保健福祉手帳交付者数(疾患分類別)

	疾患分類別交付者数																	年金 証書分
	合計	F0	計	F1				F2	F3	F4	F5	F6	F7	F8	F9	てん かん	その他	
				F10	覚せい剤	アルコール、 覚せい剤 以外												
北海道	902	40	8	4	0	4	522	217	25	0	6	3	20	4	36	21	332	
青森	61	13	0	0	0	0	36	6	0	0	0	1	3	0	2	0	143	
岩手	177	13	6	6	0	0	74	45	10	0	2	3	19	0	5	0	162	
宮城	77	6	2	2	0	0	42	10	7	1	1	0	5	1	2	0	145	
秋田	87	11	2	2	0	0	48	18	3	0	1	2	1	0	1	0	74	
山形	78	7	1	1	0	0	46	11	1	0	0	0	4	0	8	0	119	
福島	240	10	5	3	0	2	115	51	5	1	1	5	30	1	13	3	186	
茨城	459	35	7	5	2	0	262	92	13	1	3	0	20	1	12	13	52	
栃木	270	16	13	7	4	2	116	86	12	0	0	0	7	0	20	0	160	
群馬	171	11	4	3	1	0	76	46	18	1	3	0	5	1	6	0	161	
埼玉	974	131	20	13	4	3	359	246	52	2	10	4	55	5	35	55	540	
千葉	984	78	23	13	4	6	437	319	49	4	9	0	25	5	35	0	530	
東京	3,320	216	74	37	22	15	1,489	1,037	179	10	33	0	165	19	98	0	0	
神奈川	425	52	4	3	1	0	165	124	28	1	2	0	9	3	13	24	0	
新潟	136	11	1	1	0	0	68	25	5	0	2	0	15	2	7	0	0	
富山	117	12	1	1	0	0	64	17	18	0	0	1	3	1	0	0	112	
石川	100	5	2	2	0	0	53	29	0	0	0	0	8	0	3	0	119	
福井	124	15	6	4	0	2	52	29	6	0	0	1	10	0	5	0	60	
山梨	91	9	3	1	0	2	45	16	2	0	0	0	10	0	6	0	65	
長野	171	5	5	5	0	0	83	55	4	1	1	2	8	1	6	0	82	
岐阜	269	28	7	5	1	1	138	60	9	2	4	4	5	0	12	0	251	
静岡	194	6	0	0	0	0	108	34	3	0	1	0	4	0	2	36	124	
愛知	927	74	19	12	4	3	401	300	32	3	3	0	53	2	39	1	543	
三重	308	18	20	17	3	0	121	86	17	0	0	6	18	1	14	7	131	
滋賀	191	20	5	4	1	0	54	69	13	0	3	7	15	1	4	0	213	
京都	141	15	4	1	0	3	51	41	8	1	2	0	6	4	3	6	129	
大阪	955	78	44	21	18	5	388	281	21	3	7	5	80	4	38	6	498	
兵庫	757	60	21	9	3	9	330	222	41	5	7	4	15	0	37	15	330	
奈良	159	15	5	0	3	2	56	52	10	0	2	1	10	1	7	0	96	
和歌山	143	5	7	4	3	0	64	41	10	0	0	1	9	1	5	0	100	
鳥取	116	22	7	4	2	1	34	27	7	0	1	0	8	0	10	0	81	
島根	80	8	1	1	0	0	35	22	5	0	0	0	6	0	3	0	83	
岡山	212	13	7	4	1	2	87	63	14	1	3	0	16	0	8	0	112	
広島	624	42	24	14	6	4	284	149	30	3	14	5	31	5	37	0	0	
山口	249	51	6	5	1	0	123	34	8	0	0	0	15	0	12	0	292	
徳島	126	5	1	0	0	1	68	25	8	0	2	3	8	1	5	0	74	
香川	115	8	4	3	1	0	61	24	6	0	1	2	4	1	4	0	51	
愛媛	159	17	7	4	2	1	76	39	5	1	2	2	5	0	4	1	114	
高知	119	5	7	7	0	0	49	31	13	0	2	2	4	0	6	0	101	
福岡	316	27	8	3	3	2	130	88	18	0	3	5	20	1	16	0	327	
佐賀	69	11	4	3	1	0	27	14	3	0	0	0	5	0	5	0	84	
長崎	190	11	2	2	0	0	98	48	5	0	5	1	9	2	9	0	220	
熊本	158	31	4	4	0	0	57	34	5	0	0	0	12	0	8	7	316	
大分	136	6	2	2	0	0	79	32	4	0	0	1	6	2	4	0	51	
宮崎	174	20	4	3	0	1	74	43	18	0	0	1	6	1	7	7	199	
鹿児島	276	15	13	11	1	1	139	64	16	0	1	4	10	0	14	0	187	
沖縄	416	36	14	14	0	0	210	99	12	1	3	8	9	1	17	6	129	
札幌市	90	0	4	1	0	3	24	49	5	0	1	0	4	0	3	0	305	
仙台市	182	17	2	0	1	1	64	53	18	1	2	0	3	5	8	9	121	
さいたま市	242	31	6	5	1	0	121	42	14	0	0	0	8	1	11	8	84	
千葉市	107	7	2	1	1	0	50	28	8	0	1	0	3	0	8	0	56	
横浜市	791	43	61	45	15	1	293	258	68	2	11	0	28	4	23	0	380	
川崎市	250	15	11	5	3	3	87	87	21	0	1	1	9	1	6	11	131	
相模原市	118	10	2	2	0	0	42	45	6	0	2	0	5	0	6	0	110	
新潟市	79	5	0	0	0	0	40	19	2	0	3	0	8	0	2	0	101	
静岡市	100	4	3	1	0	2	47	34	1	0	0	1	5	0	5	0	32	
浜松市	27	1	0	0	0	0	13	6	0	0	0	1	0	3	3	0	13	
名古屋市	557	40	13	7	0	6	237	201	22	1	7	0	15	1	19	1	239	
京都市	313	23	11	7	0	4	112	106	21	5	0	1	19	0	15	0	161	
大阪市	1,003	57	55	48	3	4	359	369	36	3	12	3	68	5	31	5	361	
堺市	203	13	11	9	2	0	82	56	12	0	4	0	13	6	6	0	78	
神戸市	339	27	11	5	6	0	116	146	24	2	1	0	7	1	4	0	146	
岡山市	116	8	3	1	0	2	54	24	16	0	1	0	7	0	3	0	28	
広島市	450	33	17	11	3	3	158	154	30	2	5	0	26	4	20	1	0	
北九州市	102	5	0	0	0	0	55	28	1	0	0	1	7	0	5	0	87	
福岡市	351	18	18	7	7	4	111	125	29	0	2	5	18	3	8	14	150	
熊本市	165	14	4	4	0	0	75	50	11	0	0	0	4	0	7	0	183	
合計	22,128	1,714	668	429	134	105	9,634	6,381	1,123	58	193	97	1,068	106	836	250	10,644	

F0=症状性を含む器質性精神障害  
 F1=精神作用物質による精神及び行動の障害  
 F10=アルコール使用による精神及び行動の障害  
 覚せい剤=覚せい剤による精神及び行動の障害  
 アルコール、覚せい剤以外=アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害  
 F2=統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害  
 F3=気分(感情)障害  
 F4=神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害  
 F5=生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群  
 F6=成人のパーソナリティ及び行動の障害  
 F7=精神遅滞(知的障害)  
 F8=心理的発達障害  
 F9=小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害

(平成24年6月1ヶ月間)

## 11. 平均残存率(1年未満群)、退院率(1年以上群)

	平均残存率 (%)	退院率(%)		
		死亡を 退院に 計上しない	転院・死亡を 退院に 計上しない	
北海道	30.2	28.5	22.9	10.7
青森	28.0	29.0	25.9	14.0
岩手	27.8	18.5	14.7	11.4
宮城	34.4	23.5	16.6	11.4
秋田	28.0	29.6	22.4	12.9
山形	27.4	35.9	24.6	10.7
福島	35.8	16.8	11.2	6.2
茨城	28.3	18.0	13.7	7.3
栃木	33.6	19.8	14.5	8.1
群馬	30.0	18.1	15.6	5.8
埼玉	31.3	28.3	20.0	8.5
千葉	28.8	17.0	12.4	6.1
東京	26.3	26.7	21.7	9.8
神奈川	28.7	25.1	19.7	10.8
新潟	30.9	17.7	13.7	9.1
富山	28.5	21.2	18.5	8.7
石川	30.9	26.1	21.8	13.6
福井	21.5	30.4	23.9	12.0
山梨	29.4	27.6	21.6	11.2
長野	25.8	29.5	26.8	19.2
岐阜	27.7	19.5	14.8	7.6
静岡	28.4	19.4	16.1	8.8
愛知	26.3	21.3	18.0	9.9
三重	29.5	24.7	22.3	11.4
滋賀	27.6	17.8	14.2	10.7
京都	28.5	29.6	20.8	9.9
大阪	25.5	18.5	13.8	7.0
兵庫	31.4	24.8	19.7	9.0
奈良	30.9	20.9	14.7	6.2
和歌山	29.3	16.0	15.2	4.2
鳥取	30.2	28.1	23.7	17.3
島根	27.4	27.8	16.2	5.4
岡山	24.3	25.9	18.1	8.2
広島	28.7	30.6	21.5	10.7
山口	34.6	25.4	17.8	7.9
徳島	31.4	14.6	9.2	4.6
香川	30.4	17.5	13.4	5.8
愛媛	30.0	22.5	17.4	8.5
高知	22.6	17.5	13.9	3.0
福岡	31.8	24.6	19.2	7.6
佐賀	36.1	25.9	19.0	9.3
長崎	29.7	21.9	17.3	6.3
熊本	27.5	18.4	15.6	6.4
大分	34.8	22.1	19.0	6.3
宮崎	31.4	23.3	17.2	9.8
鹿児島	35.0	20.4	14.4	5.1
沖縄	28.3	24.4	20.6	10.9
合計	29.1	23.3	18.0	8.8

※政令市のある道府県の数値は、政令市分を含む。

## B. 資料

平成 24 年度精神保健福祉資料の作成について

天

障精発0831第1号  
平成24年8月31日

都道府県  
各 精神保健福祉主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



平成24年度精神保健福祉資料の作成について(依頼)

標記について、業務の参考としたいので、別添作業要領を参考の上、  
平成24年11月30日（金）までに報告願います。

## 平成 24 年度精神保健福祉資料調査作業要領

### 1. 調査の目的

この調査は、精神科病院及び精神科診療所等を利用する患者の実態等を把握し、精神保健福祉施策推進のための資料を得ることを目的とし、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が毎年 6 月 30 日付けで実施しているものです。

### 2. 今年度の主な変更点

今年度の調査より別添 2 の表 2「平成 24 年度調査項目の主な変更点」のとおり個票を修正。また、先行調査票を廃止。

### 3. 調査票作成の手引き

(1) 調査票は、提出書類件数報告及び個票から構成されます（別添 1）。

※一部の個票については、電子調査票が利用できます。（精神科病院のみ）。詳細につきましては「電子調査票利用案内」をご覧ください。

(2) 調査票の変更箇所については別添 2（表 1 及び表 2）を参照してください。

(3) 回答方法は、「該当するものの選択（○印をつける）」若しくは「数値の記入」によります。

(4) 個票 1～16 は精神科病院、個票 17～20 は精神科診療所等、個票 21 は指定障害者支援施設等、個票 22 は指定障害者福祉サービス事業所等、個票 23 及び 24 は各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管課に記入をお願いするものです。ただし、個票 21・22 は精神障害者の利用者がいる施設に限ります。

(5) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課（以下「精神・障害保健課」という。）に個票を送付する際は、必ず提出書類件数報告に、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入の上、送付してください。

(6) 医療機関等コード一覧（「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」の 3 種）は、所定の様式（別添 4）を用いて作成してください。

(7) 都道府県・市コードは、都道府県・指定都市コード（別添 3）をもとに記入してください。

(8) 医療機関等コード一覧

ア 医療機関等コード番号について

「精神科病院」、「精神科診療所等」、「個票 21 及び 22 にかかるコード」のそれぞれにコード番号を 1 番から通し番号で付けてください。

平成 23 年度までの調査で、すでに 1 番からの連番を付けている場合で、医療機関等の廃止・統合や市町村合併による欠番がある場合は、新規・既存の病院で埋めずに欠番のままとしてください（別添 4）。

各都道府県・指定都市の担当課内部で使用しているコード番号、3 桁を超えるコード番号、ハイフンなどの記号・アルファベットを含むコード番号、都道府県・指定都市コード番号を連番に冠したコード番号などは付けしないでください。

個票 21 及び 22 にかかるコードを、事業種別ごとに整理分類する場合は、百の位を変えて（101 番～、201 番～・・・など）も差し支えありません。

#### イ 医療機関等名について

大学附属病院は、大学名から記載してください（〇〇大学△△△附属□□病院）。また大学名を略名で記載しないでください。

独立行政法人国立病院機構の病院については「独立〇〇病院」と記載してください。

都道府県立医療機関等、その他の公立医療機関等は「〇〇県立△△△病院」「〇〇市立△△△病院」のように、自治体名を冠して記載してください。法人医療機関等の法人名（〇〇法人△△会など）は医療機関等名に冠して記載しないでください（同じ都道府県・指定都市の中で同名の医療機関等を有する場合のみ、医療機関等名に続けて括弧書きで法人名を記載してください）。

#### ウ 変更状況欄について

新規開設・病院廃止・欠番・統合・運営主体変更などの状況を記載し、医療機関等名が変更の場合は変更前の医療機関等名も「旧△△△病院」などと記載してください。

送付いただいた一覧表は、平成24年度データの確定作業に使用しますが、それ以外の目的には使用しません。また、データが確定した後は、電子化されたデータには個別の医療機関等名は残りません。

- (9) 調査につきまして、ご不明の点がありましたら下記の連絡先へメールにてお問い合わせください。

※メールの件名は【630 調査質問事項（都道府県等名）】としてください。

連絡先 : \* \* \* \* \*

#### 4. 調査データの扱い

- (1) 各都道府県・指定都市から送付された個票等は、精神・障害保健課にて受領の確認を行ったあと、国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所にて分析を行います。
- (2) 本調査の結果は、精神・障害保健課の業務に役立てるほか、厚生労働科学研究に基づく報告書等、精神・障害保健課の承認した分析・報告等に活用します。
- (3) 本調査の個票等は、データが確定した段階で処分します。また所要の手続きによらない個別データの公開は行いません。
- (4) 調査結果は、「精神保健福祉資料」として各都道府県・指定都市に送付するとともに、「精神保健医療福祉の改革ビジョン研究ページ (<http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html>)」において公表します。「精神保健福祉資料」のデータに修正があった場合にも、このページに掲載しますので、データを使用される場合は必ずご確認ください。

## 5. 今後の作業予定

平成24年9月中旬までに精神科病院等へ調査を依頼。

平成24年11月末までに調査票の回収を終了。

平成25年1月末までに入力作業とデータの確認・問い合わせを完了。

平成25年3月末までにデータの集計を完了。

平成25年7月末までに各都道府県・指定都市に「精神保健福祉資料」を送付。

※ 調査票の回収等が著しく遅れた場合は空欄で公表することも考えますので、ご協力お願いいたします。

### 【個票送付先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課精神医療係

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：03-5253-1111（内線 3058）

提出書類件数報告

都道府県・市コード

下記の各項目については、それぞれの関連する個票と実数を照合のうえ、その件数を集計し記入すること。

個票1	「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」を配布した病院の数 精神科病院の数(回収数) ①	個票1	指定病院数	個票17	「個票17 精神科診療所等の状況」を配布した診療所等の数 精神科診療所等の数(回収数)
個票1	大学附属病院 上記以外の総合病院 上記以外の病院 合計 ②	個票1	応急入院指定病院数	個票18	精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数
個票1	単科精神科病院 単科精神科病院以外 合計 ③	個票1	認知症疾患医療センター・老人性認知症疾患センター設置病院数	個票20	精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数
個票1	国立病院 都道府県立病院、政令市立病院 その他の公立病院 医療法人病院 個人病院 その他の法人病院 合計 ④	個票1	「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数 (「同一法人内の訪問看護ステーション等」のみ実施の病院は除く。)	個票21	「個票21 精神障害者が利用する施設等の状況 【入所サービス系】」を配布した事業所の数 精神障害者が利用する施設等【入所サービス系】の数(回収数)
		個票2~4	認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が 1病棟以上の病院数	個票22	「個票22 精神障害者が利用する施設等の状況 【通所サービス系】」を配布した事業所の数 精神障害者が利用する施設等【通所サービス系】の数(回収数)
		個票7	精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数		
		個票13	平成23年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数		
		個票13	平成24年6月1日の残留患者が1人以上の病院数		
		個票A・B	医療観察法指定入院医療機関の数		

※精神科病院の数(回収数)①と合計②、合計③、合計④は同数となる。

各々の個票の枚数を記入すること。

個票1 精神科病院の施設・従事者の状況	枚	個票10 精神科病院在院患者の処遇	枚	個票17 精神科診療所等の状況	枚
個票2 各精神病棟の状況	枚	個票11 精神科病院在院患者の状況	枚	個票18 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の状況	枚
個票3 各精神病棟の状況(個票2の続き)	枚	個票12 在院期間・年齢別の在院患者数	枚	個票19 精神科診療所等の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚
個票4 各精神病棟の状況(個票3の続き)	枚	個票13 精神科病院の外来・入院状況	枚	個票20 精神科診療所等が実施している精神科訪問看護の状況	枚
個票5 認知症治療病棟の状況	枚	個票14 精神科病院平成23年6月入院患者の状況	枚	個票21 精神障害者が利用する施設等の状況【入所サービス系】	枚
個票6 応急入院患者の状況	枚	個票15 平成24年6月1日残留患者の状況	枚	個票22 精神障害者が利用する施設等の状況【通所サービス系】	枚
個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況	枚	個票16 平成24年6月退院患者の状況	枚	個票23 精神医療審査会、措置入院、精神障害者保健福祉手帳等の状況	枚
個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員	枚	個票A 年齢・性・疾患別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者の状況	枚	個票24 性・年齢別 精神障害者保健福祉手帳交付者数	枚
個票9 精神科病院が実施している精神科訪問看護の状況	枚	個票B 在院期間・年齢別の医療観察法指定入院医療機関の入院対象者数	枚		

※下記の注意事項を必ず確認すること。

- ・個票1、個票2、個票10、個票11、個票12、個票13、個票16の枚数は、精神科病院数と一致すること。
- ・個票5の枚数は、個票2~4で認知症疾患治療病棟入院料1または2の届出が1病棟以上の病院数と一致すること。
- ・個票6の枚数は、個票1で応急入院指定病院数と一致すること。
- ・個票7、個票8の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票9の枚数は、個票1で「病院内で」精神科訪問看護を実施している精神科病院の数と一致すること。
- ・個票14の枚数は、個票13で平成23年6月1ヶ月間の入院患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票15の枚数は、個票13で平成24年6月1日の残留患者が1人以上の病院数と一致すること。
- ・個票A、個票Bの枚数は、医療観察法指定入院医療機関の数と一致すること。
- ・個票18、個票19の枚数は、精神科デイ・ケア等を実施している精神科診療所等の数と一致すること。
- ・個票20の枚数は、精神科訪問看護を実施している精神科診療所等の数と一致すること。

# 個票1 精神科病院の施設・従事者の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

病院区分①	[いずれか1つに○印]
1. 大学附属病院 …… 国立大学法人を含む	
2. 上記以外の総合病院 …… 内科、外科、産婦人科、眼科および耳鼻咽喉科を有する100床以上の病院 (医師 16:1、看護職員 3:1、薬剤師 70:1)	
3. 上記以外の病院	

病院区分③	[いずれか1つに○印]
1. 国立病院 (独立行政法人を含み、国立大学法人は含まない)	
2. 都道府県立病院、政令市立病院	
3. その他の公立病院	
4. 医療法人病院	
5. 個人病院	
6. その他の法人病院 [財団法人等] (国公立大学法人、公立大学の附属病院を含む)	

病院区分④	[各項目、それぞれ1つずつ○印]
指定病院 (精神保健福祉法第19条の8)	1. 該当 2. 非該当
指定病院は指定病床数を記入。	指定病床: 床
応急入院指定病院 (精神保健福祉法第33条の4)	1. 該当 2. 非該当
特定病院 (精神保健福祉法第22条の4)	1. 該当 2. 非該当
精神科救急医療体制整備事業への参画	1. あり 2. なし
認知症患者医療センター・老人性認知症患者センター	1. 設置あり 2. 設置なし
精神科訪問看護の実施 ※指示書の作成ではなく、サービスの提供について選択する。 ※1と2に限り、両方選択可。	1. 病院内で実施 2. 同一法人内の訪問看護ステーション等で実施 3. 実施なし

病院区分②	[いずれか1つに○印]
1. 単科精神科病院 …… 病床がすべて精神病床である病院	
2. 単科精神科病院以外	

一部事務組合、広域連合、地方独立行政法人が設置する病院を含む。これらの加入者・設立者に、都道府県・政令市を含む場合は2、都道府県・政令市以外の場合は3を選択。ただし公立大学法人は含まない。

精神科以外を含む全病床数	床
--------------	---

病院所在地の郵便番号	—
------------	---

大工事業者の個別番号でなく、「所在町域・字の番号」を記載。  
[例] 厚生労働省(東京都千代田区霞が関) × 100-8916 ○ 100-0013

実際に患者の訪問看護を依頼している、同一法人内のステーション、診療所等がある場合のみ選択。

※病床数に保護室分を含む。(平成24年6月30日現在)									
	精神病棟		精神病床数	保護室			施設できる個室		
	棟数	うち電話設置		うちモニター装置あり	うちトイレあり	うちモニター装置あり	うちトイレあり	棟数	床数
夜間外開放	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
終日閉鎖	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室
上記以外	棟	棟	床	室	室	室	室	室	室

「夜間外開放」…→少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施設していない病棟。  
「終日閉鎖」…→原則として終日、病棟の出入りに施設している病棟。  
「上記以外」…→病棟の出入りに施設しないのが「1日4時間など」、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の他法による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

看護体制の1単位をもって1病棟とする。  
医療法にもとづく病床数を記載。  
「保護室」…→精神科病院等の建築基準(昭和44年通知)における保護室におおむね合致し、精神運動性興奮等のときに使用する閉鎖的環境の個室。  
「施設できる個室」…→上記以外の、室外から施設して閉鎖的環境にできる個室。 ※両方に該当する個室は、それぞれにカウントすること。  
入院患者が24時間使用可能な電話を設置している病棟数を記入。病棟には設置していないが代替手段を講じている場合は、電話を設置している病棟数として計上すること。

## 専門病棟の状況 ※該当する病棟数・病床数のみ記入 (平成24年6月30日現在)

アルコール		薬物		アルコール・薬物混合		児童思春期		合併症	
病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数	病棟数	病床数
棟	床	棟	床	棟	床	棟	床	棟	床
在院患者のおおむね50%以上が「アルコール使用による精神及び行動の障害」であるもの。		在院患者のおおむね50%以上が「アルコール以外の精神作用物質による精神及び行動の障害」であるもの。		在院患者のおおむね50%以上が「アルコール」または「アルコール以外の精神作用物質」で、それぞれ単独では50%に満たないもの。		在院患者のおおむね50%以上が20歳未満であるもの。		身体疾患、精神疾患共に入院治療を必要とする合併症症例の受け入れが常時可能であるもの。	

「常勤」は、精神科の業務に、日に概ね8時間以上、週4日以上勤務を目安とする。  
「非常勤」は、「常勤」以外で精神科の業務に週1回程度以上勤務している者。

## 従事者数 (平成24年6月30日現在)

医師		作業療法士		ソーシャルワーカー (社会福祉士を含む)	
うち 指定医	うち 特定医師			うち 精神保健福祉士	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

臨床心理技術者		看護師		准看護師		看護補助者	
常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤

## 個票2 各精神病棟の状況

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。(個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。) 病棟数が8を超える場合は個票3、個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当のものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

構造上あるいは看護体制上の病棟の一部病床に対して届け出ている場合は、当該病床とそれ以外の病床を各々1つの病棟とみなし、2つの記入欄に分けて回答する。

### ①開放区分

- 夜間外開放…少なくとも日中の8時間程度以上は、病棟の出入りに施錠していない病棟。
- 終日閉鎖…原則として終日、病棟の出入り口を施錠している病棟。
- 上記以外…病棟の出入り口を施錠しないのが一日4時間など、「夜間外開放」「終日閉鎖」に該当しない病棟や、精神保健福祉法の適用を受けない矯正施設等の他法による入院施設の病棟、あるいは休床中の病棟。

### ②入院料等の届出

救急1 精神科救急入院料1  
 救急2 精神科救急入院料2  
 救合 精神科救急・合併症入院料  
 急治1 精神科急性期治療病棟入院料1  
 急治2 精神科急性期治療病棟入院料2

特疾 特殊疾患病棟入院料  
 小児 小児入院医療管理料5  
 児童 児童・思春期精神科入院医療管理料  
 医観法 医療観察法入院対象者入院医学管理料  
 (指定入院医療機関)

精療 精神療養病棟入院料  
 認知1 認知症治療病棟入院料1  
 認知2 認知症治療病棟入院料2

基10 10対1 入院基本料  
 基13 13対1 入院基本料  
 基15 15対1 入院基本料

基18 18対1 入院基本料  
 基20 20対1 入院基本料  
 基特 特別入院基本料  
 特7 特定機能病院入院基本料(7対1)  
 特10 特定機能病院入院基本料(10対1)  
 特13 特定機能病院入院基本料(13対1)  
 特15 特定機能病院入院基本料(15対1)  
 他 その他

(平成24年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		計	在院患者数														
		①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で囲むこと。(左肩の数字はデータ入力用。)		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転床を含まない)から調査時点までの期間を記入。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
1		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
2		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
3		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
4		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
5		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
6		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
7		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																
8		1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救合 4) 急治1 5) 急治2 6) 精療 7) 認知1 8) 認知2 9) 特疾 10) 小児 11) 児童 12) 医観法 13) 基10 14) 基13 15) 基15 16) 基18 17) 基20 18) 基特 19) 特7 20) 特10 21) 特13 22) 特15 23) 他																

個票3 各精神病棟の状況（個票2の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）病棟数が19を超える場合は個票4に続きを記入する。

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、個票2上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

(平成24年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		計	在院患者数														
		①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で囲むこと。(左肩の数字はデータ入力用。)		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入。									
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		
9		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救急3 <sup>3)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
10		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
11		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
12		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
13		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
14		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
15		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
16		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
17		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
18		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																
19		1・2・3	救急1 <sup>1)</sup> 救急2 <sup>2)</sup> 救合 <sup>4)</sup> 急治1 <sup>5)</sup> 急治2 <sup>6)</sup> 精療 <sup>7)</sup> 認知1 <sup>8)</sup> 認知2 <sup>9)</sup> 特疾 <sup>10)</sup> 小児 <sup>11)</sup> 児童 <sup>12)</sup> 医観法 <sup>13)</sup> 基10 <sup>14)</sup> 基13 <sup>15)</sup> 基15 <sup>16)</sup> 基18 <sup>17)</sup> 基20 <sup>18)</sup> 基特 <sup>19)</sup> 特7 <sup>20)</sup> 特10 <sup>21)</sup> 特13 <sup>22)</sup> 特15 <sup>23)</sup> 他																

個票4 各精神病棟の状況（個票3の続き）

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

※すべての病棟について、個々の状況を記入する。（個票1「精神病棟数」の計と同数の通し番号まで、状況を記入する。）

「①開放区分」及び「②入院料等の届出」は、個票2上段のコード一覧からそれぞれ1つずつ該当するものを選ぶ。

※「精神病床数」のタテの計は、個票1「精神病床数」の計と一致するように、また「在院患者数」各項目のタテの計は、個票12の(A)、(1)～(13)とそれぞれ一致するように記入する。

※休床中の病棟は、在院患者数の「計」の欄に“0”と記入する。「②入院料等の届出」は選択しないままで構わない。

(平成24年6月30日現在)

通し番号	精神病床数	上記一覧よりコードを選び、あてはまる記入欄のコードに○印をそれぞれ1つ記入。		計	在院患者数													
		①開放区分	②入院料等の届出 ※特定入院料として届出している場合は、入院基本料を選択しないこと。 ※コード(略号)を○で開くこと。(左肩の数字はデータ入力用。)		年齢階級別					在院期間別 ※入院(院内からの転棟を含まない)から調査時点までの期間を記入。								
					20歳未満	20歳以上 40歳未満	40歳以上 65歳未満	65歳以上 75歳未満	75歳以上	1ヶ月未満	1ヶ月以上 3ヶ月未満	3ヶ月以上 6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	
20	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
21	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
22	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
23	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
24	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
25	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
26	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
27	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
28	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
29	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																
30	1・2・3	1) 救急1 2) 救急2 3) 救急3 4) 救急4 5) 急治1 6) 急治2 7) 精療 8) 認知1 9) 認知2 10) 特疾 11) 小児 12) 児童 13) 医観法 14) 基10 15) 基13 16) 基15 17) 基18 18) 基20 19) 基特 20) 特7 21) 特10 22) 特13 23) 特15 24) 他																

### 個票5 認知症治療病棟の状況

※「個票2～4 各精神病棟の状況」において、「認知1 認知症治療病棟入院料1」  
ないし「認知2 認知症治療病棟入院料2」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

**平成23年6月1ヶ月間(30日間)で、認知症治療病棟に入院(院内からの転棟を含まない)した患者について記入すること。**

平成23年6月1ヶ月間の入院患者数

認知症治療病棟から他の精神病棟に転棟したが退院はしていない患者も含むことに注意。

家族と同居あるいは単身に関わらず、施設外で生活するもの。

グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設・福祉ホーム・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等に退院したもの。

内訳	退院患者数 ※入院形態変更は退院に含めない。												
	平成23年						平成24年						
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
家庭復帰等													
グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等													
転院・院内転科													
死亡													
合計													

平成24年6月1日の残留患者数

**平成23年6月1ヶ月間の入院患者数＝各月の合計＋平成24年6月1日の残留患者数となる。**

入院患者が身体的疾患により転院または院内転科した場合もカウントする。

平成24年6月1ヶ月間に院内の他の病棟から転棟した患者数	平成24年6月1ヶ月間に院内の他の病棟に転棟した患者数

## 個票6 応急入院患者の状況

※「個票1 精神科病院の施設・従事者の状況」において、「病院区分④」の「応急入院指定病院」で「1. 該当」に○印を付けた施設のみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

**平成23年4月～平成24年3月末の1年間に応急入院した患者について記載。  
上記期間中に実績のない場合は、総数合計(i)ならびに計(ii)欄にそれぞれ“0”を記入すること。**

疾患名	総数	年齢階級別患者数 ※入院時の年齢											
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上			
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
F00 アルツハイマー病型認知症													
F01 血管性認知症													
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害													
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害													
	覚せい剤による精神及び行動の障害												
	アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用による精神及び行動の障害												
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害													
F3 気分(感情)障害													
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害													
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群													
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害													
F7 精神遅滞[知的障害]													
F8 心理的発達の障害													
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害及び特定不能の精神障害													
てんかん(F0Iに属さないものを計上する)													
その他													
合計	(i)												

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名のみカウントすること。

上表の「総数合計(i)」と、下表の「計(ii)」が同数となる

下表の、応急入院後の状況については、応急入院を終えた直後の状況を記入

計	応急入院後の状況							
	自院に継続入院			他の精神科病院の精神病床	一般病床	退院(転院なし)	死亡	不明、その他
	医療保護入院	任意入院	その他入院					
(ii)								

## 個票7 精神科病院の精神科デイ・ケア等の状況

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

保険診療の請求を行っているサービスの、平成24年6月1ヶ月間(30日間)の状況を記入。

	実施日数	延べ利用者数	利用実人員		利用実人員の居住地					
			うち 平成24年6月 1ヶ月間の 新規利用者		在宅	グループホーム・ケアホーム・社会復帰施設等	高齢者福祉施設	その他	不明	
精神科ショート・ケア										
精神科デイ・ケア										
精神科ナイト・ケア										
精神科 デイ・ナイト・ケア										
重度認知症患者 デイ・ケア										

重度認知症患者デイ・ケア料の請求を行っているものを記入。

6月1ヶ月間(30日間)の新規利用者を内数で記入。

左表「利用実人員」と、右表「利用実人員の居住地」の「在宅」～「不明」の計が、一致するように記入。

障害者支援施設、福祉ホームB型を含む。

介護保険における施設サービス、認知症高齢者グループホーム。

個票8 精神科病院の精神科デイ・ケア等の性・年齢別実人員

※精神科デイ・ケア等を実施している病院で、厚生労働大臣の定める施設基準に適合している施設についてのみ下表を記入。

都道府県・市コード	
医療機関等コード	

「精神科ショート・ケア」「精神科デイ・ケア」「精神科ナイト・ケア」「精神科デイ・ナイト・ケア」のいずれかを  
 利用した者について、平成24年6月30日あるいは直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。  
 【平成24年6月30日がサービス休業の場合、直前のサービス実施日(1日)の状況を記入。重度認知症患者デイ・ケアは除く。】

疾患名	総数	年齢階級別患者数									
		20歳未満		20歳以上40歳未満		40歳以上65歳未満		65歳以上75歳未満		75歳以上	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
F00 アルツハイマー病型認知症											
F01 血管性認知症											
F02-09 上記以外の症状性を含む器質性精神障害											
F1 F10 アルコール使用による精神及び行動の障害											
覚せい剤による精神及び行動の障害											
アルコール、覚せい剤を除く精神作用物質使用 による精神及び行動の障害											
F2 統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害											
F3 気分(感情)障害											
F4 神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害											
F5 生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群											
F6 成人のパーソナリティ及び行動の障害											
F7 精神遅滞[知的障害]											
F8 心理的発達の障害											
F9 小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害 及び特定不能の精神障害											
てんかん(F0に属さないものを計上する)											
その他											
合 計											

「疾患名」欄は、F1を除いて第10回修正国際疾病、  
 障害及び死因統計分類(ICD-10)によるものとする。  
 疾患名が2つ以上ある患者については、主たる病名  
 のみカウントすること。

6月30日ないし直前のサービス実施日に、利用者および実績がな  
 い場合は、「総数・合計」欄に“0”を記入する。